えひめのくらし

愛媛県No.163　平成24年9・10月合併号

トラブル発生中！ 高齢者を狙う悪質商法にご注意ください！

　ひとり暮らしや夫婦のみで暮らす高齢者世帯が増えている中、訪問販売や電話勧誘販売などがきっかけとなり、消費者トラブルに巻き込まれる高齢者が増えています。
　愛媛県消費生活センターでも、60歳以上の方からの相談割合が年々増加しており、平成23年度では、全体の約３割を占めています。
　年齢が高くなるにつれて、「お金」「健康」「孤独」に関する不安が大きくなると言われており、悪質業者は、親切そうに接して信用させ、言葉巧みにこれらの不安をあおり、高額な商品やサービスの契約をさせようとします。
　被害を未然に防ぐためには、消費者自身が悪質商法の手口や対処法を知っておくことが大切です。

愛媛県消費生活センターにおける相談件数の推移

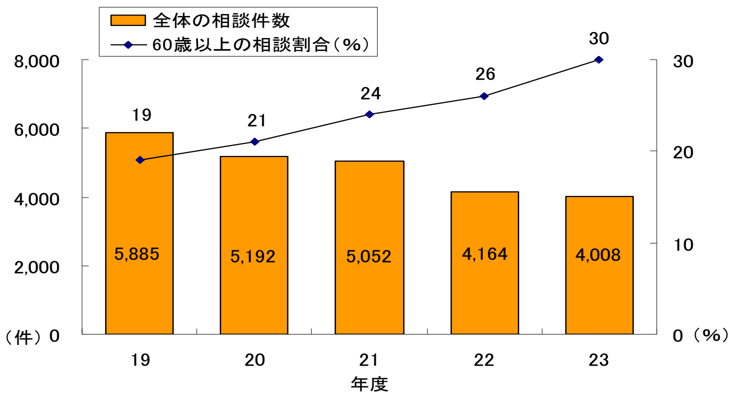

高齢者に多い消費者トラブル～「消費生活かるた」から～

利殖商法

突然送られてきたパンフレットをきっかけに、販売業者とは別の業者が「購入金額より高値で買い取る」などと、言葉巧みに勧誘し買うように仕向けたり、過去の被害者を狙って「以前の被害回復をしてあげる」などと救済を強調して新たな契約をさせたりします。
「未公開株」や「社債」に加え、「外国通貨」「水資源の権利」「グリーン電力証書」など、その時々の社会情勢を反映したものとなっています。

【アドバイス】
○世の中簡単にもうかる話はありません。「高く買い取る」「必ずもうかる」と説明する業者の話を安易に信じないようにしましょう。
○一度お金を支払ってしまうと、取り戻すことは困難です。「おかしいな!?」と思ったら、お金を支払う前に、消費生活相談窓口までご相談ください。

訪問販売

「近所で工事をしているが、お宅も無料で点検します」と言って来訪し、点検後「このまま放置すると大変なことになる。すぐに工事が必要」などと不安にさせ、商品やサービスの契約を迫ります。なかには、公的機関をかたる場合もあります。また、一度契約をすると、次から次へと新たな勧誘をしてくることもあります。業者は同一業者の場合もありますが、複数の業者が入れ替わり立ち替わり、次々と契約させるケースもあります。

【アドバイス】
○業者が突然訪問してきても、インターホンやドア越しに対応し、決して家に入れないようにしましょう。
○不安をあおられたり、契約をせかされても、その場ですぐに契約をしたり、お金を支払ったりせず、家族や周りの人に相談しましょう。

送りつけ商法

この商法については以前から報告されており、送りつけられる商品も様々ですが、最近、特に悪質なものとして、注文していない消費者に、あたかも過去に注文したように装って電話をし、商品を送りつけて代金を支払わせることを狙った手口が現れています。
【アドバイス】
○電話で一方的に「商品を送る」と言われても、身に覚えがなく必要がないものであれば、きっぱり断りましょう。また、業者名や連絡先を確認しておくことも大切です。
○商品が届いた場合、家族が注文していないか確認し、注文の確認ができないものは受け取らないようにしましょう。
○承諾していないのに一方的に送りつけられた場合は、売買契約は成立していないので、代金を支払う義務はなく、受け取る必要もありません。

当選商法

あたかも当選金が無条件で受け取れるかのような内容のダイレクトメールを送りつけ、受け取るための手続きを促しますが、本当の目的は、手数料やクレジットカードの番号を入手することと考えられます。高齢者の中には「いつか必ず当たる」と信じ込み、手数料を払い続け、気付いた時には、多額の費用をつぎ込んでいるというケースもあります。
【アドバイス】
○そもそも申し込んでもいないのに「当選した」という、うまい話はありません。
○日本国内で海外宝くじを売買すると、消費者自身が違法性を問われる可能性もあります。
○「当たると書いてあるから」「費用が少額だから」と安易に申込んだり、お金を支払ったりしないようにしましょう。

まわりの方々の気づきや見守りが高齢者の消費者被害を防ぎます！

高齢者の消費者トラブルには、次のような特徴があります。

■だまされていることに気づきにくい
「孫子より　訪販業者が　親慕い」これは、消費生活センターが募集している「消費生活川柳」の優秀作品のひとつですが、このように、悪質業者は優しい言葉で高齢者に近寄り、話し相手になってくれます。親しくなった業者を慕って契約するケースもあり、まさか「自分がだまされている」とは気づかないこともあります。

■被害にあっても誰にも相談しない
被害にあったと自覚していても、被害にあったことを恥ずかしく思ったり、家族などに迷惑をかけたくない、だまされた自分が悪いという思いから、誰にも相談しない場合があります。

このことから、高齢者のまわりの方々の気づきや見守りが大変重要になってきます。
次のような点に気づいた時は、すぐに声をかけてください。

■見慣れない人や車が出入りしていないか？
■ひんぱんに電話がかかってきていないか？
■宅配便や郵便物がひんぱんに届いていないか？
■見慣れない商品や、ダンボール箱が置かれていないか？

もし、高齢者が何かトラブルに巻き込まれている場合は、
消費生活センターなど最寄の消費生活相談窓口にご相談ください。
窓口がわからない場合や急ぐときには、
「消費者ホットライン ０５７０－０６４－３７０」
へ電話をかけると、お近くの相談窓口につながります。

「消費生活出前講座」開催中!!

消費生活センターでは、町内会や老人会、高齢者サロン等に出向いて、寸劇や替え歌、断り方の練習などを交えた楽しい講座を実施しています。
講師は、愛媛県が養成した「消費者啓発スペシャリスト」等の皆さんで、今では「出前講座」には欠かせない存在となっています。

特に悪質商法の手口を表現した寸劇は必見です！
会場さえご用意いただいたら少人数でもお伺いします。
講師派遣にかかる費用は無料ですので、どうぞお気軽にお申込みください！
※原則、開催希望日の２か月前までにお申込みください。なお、今年度の予定実施回数に達した場合は、終了させていただきます。

【主な内容】

■悪質商法の手口とその対策
■悪質商法にあわないために
■高齢者の消費者トラブル
■悪質商法に気をつけよう！
■クーリング・オフ制度を活用しよう！　など

【問合せ先】
愛媛県消費生活センター　消費者啓発係
TEL：０８９－９２６－２６０３

※「消費生活かるた」「消費者啓発ビデオ・DVD」の貸出も行っています。希望される方は、センターまでお問合せください。

第１回消費生活川柳優秀作品決定!!

多数のご応募ありがとうございました。
選考の結果、次の２句が優秀作品に選ばれました。
選ばれた皆さま、おめでとうございます!!

「あなただけ！」「今日だけ！」「今だけ！」損なだけ
松山市　ペンネーム　S.K　作

断って　笑顔を見せる　我が祖父母
松山市　ペンネーム　T.N　作

引き続き消費生活に関する川柳を募集しています。
はがき・FAX・メールなどに作品・住所・氏名・電話番号をご記入の上、ご応募ください。
※ご応募いただいた作品は、一切の権利を愛媛県が有することとしますのでご了承ください。

【応募先】
〒791-8014　松山市山越町 450 番地
愛媛県消費生活センター
FAX：０８９－９４６－５５３９
E-mail：seikatu-center@pref.ehime.jp

発行：愛媛県県民環境部管理局県民生活課
〒790-8570　松山市一番町四丁目４－２　TEL：089-912-2337
愛媛県消費生活センター
〒791-8014　松山市山越町４５０番地
TEL：089-925-3700（相談専用）FAX：089-946-5539